

地域計画に関するよくある質問

【地域計画全体に関して】

- 質 問：地域計画とは何ですか。
- 回 答：高齢化や人口減少等、地域が抱える農業の課題や方針などについて、話し合いを行い、おおむね10年後の地域農業の将来計画を定めるものです。
- 質 問：話し合いの単位はどのように考えるのですか。
- 回 答：稲美町では、加古、母里、天満地区及び岡4地区の計4単位で地域計画を策定します。そのため、地域計画策定の話し合いの場として必要とされる「協議の場」は4地区で代表者を集めて設置します。
- ただし、加古、母里、天満地区においては、原則、農林業センサスによって割り振られた集落の話し合い（「集落協議の場」）を集計する方式をとる「2階建方式」で地域計画の策定を進めます。
- 質 問：なぜ今、地域計画を作成するのですか。
- 回 答：各集落内にある農地を守っていくためには、集落内におけるより具体的な話し合いが必要とされているからです。それを通じて、集落内の担い手の掘り起こしや新たな担い手の受け入れ等が可能になると考えています。
- 質 問：地域計画を策定していないと、ペナルティはありますか。
- 回 答：ペナルティはありませんが、今後、国の補助金等において、地域計画を策定した区域を支援していく方針が示されています。
- 質 問：地域計画の達成の目標はありますか。
- 回 答：令和6年度に作成した計画は、見直しを重ねるなかで、理想の形に近づけていくイメージです。
- 質 問：相続等で耕作者が変更になった際や新たな耕作者が加わる際は、手続きが必要ですか。
- 回 答：原則、必要です。ご本人または農産部長が役場へ報告してください。

【集落の話合いに関して】

質 問：農林業センサスで割り振られた集落は、実際の集落の範囲と異なる土地がありますが、どうすればいいですか。

回 答：各集落の辺縁地部分については、集落内で認知された線引きと行政側で把握した線引きが異なることが想定されます。その場合は、隣接する「集落協議の場」同士で話し合い、線引きを変更して頂くことも可能です。

質 問：集落で行うことは具体的にどのような作業ですか。

回 答：集落で行っていただくことは、主に2つです。1つ目は、「集落協議の場」を設置し、そのメンバーを町へ報告をお願いします。2つ目は、町が実施するアンケートの結果や目標地図の素案等をもとに、「集落協議の場」において、10年後の耕作者を決めるとともに目標地図の色塗りを行っていただきます。農産部長が中心となり、話し合いの進行をお願いします。

質 問：集落内への周知は、必ず集会を開く必要はありますか。

回 答：集落内で合意形成がとれる方法であれば回覧等での対応も可能であると考えます。

質 問：アンケートの未回答の土地や、10年後の耕作者を決めることができない土地があります。その場合は、どうすれば良いですか。

回 答：現在の耕作者（所有者）が10年後もそのまま耕作することを前提に10年後の目標地図の色塗りを検討してください。

質 問. A集落の人がB集落内に土地を持っており、B集落内の土地をA集落の人が耕作している場合はどのようにすればよいですか。

回 答. いわゆる入作については、集落の線引きを変えるのではなく、B集落の耕作者リストにA集落の人を加えることで対応します。

質 問：住んでいるのは地区外または町外ですが、農地のある地域の話し合いに参加しなければいけないですか。

回 答：アンケートにおいて地区外の農地についてもご回答いただくことで、町を通じて該当地区の地域計画素案へ反映しますので、話し合いに参加をしなくても大丈夫です。町外にお住まいの方も同様です。

【アンケートに関して】

質 問：アンケートの対象者は誰ですか。

回 答：原則、町で耕作者として把握している方へ送付します。耕作者が設定されていない場合は、所有者＝耕作者であるため所有者へ送付しています。共有名義の場合は、代表者へ送付しています。（複数のアンケートが届く人がいます。）

質 問：営農組合へ管理のすべてを任せていますが、どうしてアンケートが届いたのですか。

回 答：営農組合へ事前に所有者へのアンケートが必要かどうかを尋ねたうえで送付しております。

質 問：死亡した祖父母・父母宛てのアンケートが届きましたが、どうしてですか。

回 答：このたびのアンケートは、令和6年1月1日現在の農地台帳及び水田活用交付金の耕作者のデータベースをもとに送付しています。相続手続き完了前や死亡日等の理由で死亡された方へ送付することがあります。ご了承ください。

質 問：おおむね10年後のことを質問されてもわからないので、アンケートに回答しなくていいですか。

回 答：ご本人の現在の最も強いと思われる意向を回答してください。回答される方が増えることで、地域計画の策定がスムーズに進みますので、ご協力をお願いします。